

第 7 回「都区のあり方検討委員会」の開催について

都区のあり方検討委員会の第 7 回会議を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

記

1 日 時

平成 2 2 年 2 月 8 日(月曜日) 1 6 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分まで(予定)

2 場 所

都庁第一本庁舎 4 2 階北側 特別会議室 B

3 議 題

- (1) 都区のあり方検討委員会幹事会からの報告
- (2) 都区のあり方検討委員会幹事会の検討事項
- (3) その他

4 出席予定者

【都側委員】菅原副知事、佐藤副知事、猪瀬副知事、中田総務局長

【区側委員】多田特別区長会会長(江戸川区長)、西川同副会長(荒川区長)、
田中同副会長(中野区長)、鎌形同事務局長

【報告者】山崎都区のあり方検討委員会幹事会座長(墨田区長)

5 その他

- (1) 会議の傍聴は、当日、受け付けます。なお、傍聴の希望者が定員(30人)を超える場合は、抽選とします。

一般傍聴の受付(整理券の配布)

受付場所: 都庁第一本庁舎 4 2 階北側 特別会議室 C

受付時間: 平成 2 2 年 2 月 8 日(月曜日)

1 6 時 0 0 分から 1 6 時 1 5 分まで

- (2) 傍聴に関する注意事項等については、別紙をご覧ください。なお、傍聴に関するお問い合わせは、東京都総務局行政部区政課にお願いします。

【問い合わせ先】

東京都総務局行政部区政課

(電話 03-5388-2438)

特別区長会事務局制度担当

(電話 03-5210-9769・9770)

[別紙]

都区のあり方検討委員会運営規程（抄）

平成19年6月12日

19都区協第3号

（傍聴人）

- 第6 会議を傍聴しようとする者は、第5項に定める受付時間内に傍聴許可申請書（別記第1号様式）を提出し、傍聴許可書（別記第2号様式）の交付を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、報道関係者で会長が認める者は、傍聴証（別記第3号様式）の交付を受けて傍聴することができる。
- 3 傍聴人（報道関係者で会長が認めるものを除く。）の定員は30人とする。
- 4 会議を傍聴しようとする者（報道関係者で会長が認めるものを除く。）が傍聴人の定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定し、傍聴許可書を交付する。
- 5 傍聴許可申請の受付時間は会議開始時刻の30分前から15分前までの15分間とする。

（傍聴人の入場、係員の指示）

- 第7 傍聴人は、会場に入るときは、傍聴許可書又は傍聴証を係員に示さなければならない。
- 2 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（傍聴できない者）

- 第8 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
- （1） 棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- （2） 拡声器、無線機の類を携帯している者
- （3） 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- （4） はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者
- （5） 酒気を帯びている者
- （6） その他、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

- 第9 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
- （1） 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- （2） 騒ぎ立てる等の議事を妨害しないこと。
- （3） 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の正当な理由がある場合は、この限りではない。
- （4） 飲食又は喫煙をしないこと。
- （5） その他会場の秩序を乱し、又は議事を妨害するような行為をしないこと。

（撮影、録音等の許可）

- 第10 傍聴人は、録音、録画又は撮影をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を受

けなければならない。

(傍聴人の退場)

第11 傍聴人は、次の各号に定める場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が会議を非公開とし、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの規程に違反し、会長が傍聴人の退場を命じたとき。